

中間とりまとめ以降の国等における動き

1 次世代育成支援対策推進法の10年間延長 (H26.4.16改正法成立)

- ・平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の期限を10年間延長
- ・一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みを追加するなどの措置を含む改正法が成立

2 教育再生実行会議提言 (7月3日)

- ・3~5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- ⇒ 平成27年度予算案では
幼稚園の子どもについて、市町村民税非課税世帯の保護者負担額
月額9,100円 ⇒ 3,000円に引き下げ にとどまった。

3 まち・ひと・しごと創生本部の設置 (9月3日)

- ・人口急減・超高齢化という大きな課題に政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部を設置

4 平成27年度国予算の概要 (平成26年度補正予算含む) (H27.1.14)

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)」の創設
方が地域の実情に応じたきめ細かな施策を進めることにより、地方創生と人口減少に取り組むため、国の平成27年度地方財政対策において、人口減少の状況や少子化対策への取り組みに応じ地方へ配分
- ・「地域住民生活等緊急支援のための交付金」(平成26年度補正予算)の創設
自治体が地域の実態に応じて幅広い用途に活用
- ・税制改正
子や孫に対する結婚、妊娠、出産、育児の費用をまとめて贈与する場合、贈与税を非課税とする。子や孫一人当たり1,000万円を上限に非課税枠を設定
(住宅購入資金や教育費を一括贈与した場合の非課税制度についても現行制度の期限(H26.12.31まで)を延長、住宅については枠を1,500万円(H26まで1,000万円)に拡大)

子ども・子育て支援新制度に関する主な動き

○経過・今後の流れ

| 年月 | 主体 | 内容 |
|----------|-------|-----------------------------------|
| 平成25年度 | 国 | 子ども・子育て会議等における検討 |
| | 市町村 | ニーズ調査実施・市町村計画検討開始 |
| | 県 | 県計画検討開始・市町村計画策定支援 |
| 平成26年4月~ | 国 | 関係府省令案、公定価格仮単価提示 |
| 9月 | 県・市町村 | 計画案 中間報告(量の確保方策含む) 関係条例等の検討・制定 |
| ~27年3月 | 県・市町村 | 計画策定 |
| 平成27年4月 | | 新制度施行・計画期間スタート |

○ 主な動き

消費税10%への引き上げが平成27年10月から1年半延期されたが、子ども・子育て支援新制度は平成27年4月から予定どおり実施する方向

○子ども・子育て支援の充実関連の消費税財源約0.5兆円(平成27年度)

| 量的拡充 | 質的改善 |
|-----------------|------------------------------------|
| ・保育40万人増(H29まで) | ・職員配置の改善 3歳児(現20:1→15:1へ改善) |
| ・延長・病児保育 | ・職員給与の改善(+3%) 等 |
| ・放課後児童クラブ | ・放課後児童クラブ(補助対象10人以上から1人以上に拡大) |
| ・一時預かり等の利用児童数 | ・病児・病後児保育の補助単価の増、要件緩和(看護師等配置2名→1名) |
| ・箇所数の増 等 | |

○認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付(施設型給付)の充実

- ・施設に支払われる給付は、現状より1割程度増える見通し
(職員増等が条件(消費税10%時点))

○利用者負担(保育料)

- ・保育料の水準は現行どおり
- ・同時入所の軽減制度についても現行どおり

○放課後児童クラブの拡充

- ・対象年齢を拡大(おおむね10歳未満 → 小学校6年生)
- ・新たに国が定めた基準を踏まえ、市町村が条例で設備・運営の基準を制定
(職員配置基準(2人以上配置、うち1人は有資格者)等)
- ・18時半を超えて開所するクラブの入会費を改善(時間延長の支援)